

「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 第一次報告(案)」 についての意見募集の結果

意見募集期間:令和4年7月12日(火)から8月10日(水)まで

提出された御意見の件数:11件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者
1	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
2	株式会社NTTドコモ
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	楽天モバイル株式会社
5	KDDI 株式会社
—	個人(6件)

「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 第一次報告(案)」 に対して寄せられた意見及びこれに対する考え方

※寄せられた御意見を要約した上で掲載しています。

意見 No.	意見対象箇所	提出された意見	意見に対する考え方	修正 の 有無
報告書(案)全般についての意見				
1	全般	<p>「音声伝送携帯電話番号の指定を受ける MVNO 等に係る技術的条件」につきまして、MVNO 等が MNO と同等の携帯電話の音声伝送サービスを提供するためには、MVNO 等が設置する電気通信設備についても MNO と同等の技術基準に適合することが求められるため、係る規定を整備されることは必要と考えます。</p> <p>音声伝送携帯電話番号の指定を受ける MVNO 等に係る技術基準につきまして、報告(案)に記載の通り、MNO と同等の規定とすることに賛同します。</p> <p>また、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」に対する考え方についても同様に、報告(案)に記載の通り、MNO と同等の規定とすることに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
2	全般	<p>本報告案に賛同いたします。</p> <p>情報通信審議会「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」答申(2021年12月8日)では、現在、指定が認められていない MVNO への音声伝送携帯電話番号・データ伝送携帯電話番号について、一定の条件の元、直接の指定を可能とすることが適当、とされました。本答申は、現在のところ実現している「プ</p>	賛同の御意見として承ります。	無

		<p>レフィックス番号自動付与」機能による事業者間接続、また MNO からの卸電気通信役務の、2 通りの音声役務の提供方法に加えて、MVNO に第 3 の選択肢をもたらすものであり、MVNO 自らの設備による高い付加価値をもった音声通話サービスの実現を可能とするものです。</p> <p>この答申に基づき、総務省が速やかに事業用電気通信設備規則並びに情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の改定に向けた議論に着手したことに対し賛同すると同時に、IP ネットワーク設備委員会およびその技術検討作業班において改定の方向性について十分な議論が行われ、第一次報告としてまとめられたことに感謝いたします。</p> <p>本報告に基づき、総務省が必要な制度整備を着実に進めていくよう、要望いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
3	全般	<p>音声伝送携帯電話番号は、重要な社会インフラである音声サービスを提供する電話番号であり、ご利用のお客さまによって差が出ないように、その技術基準は、いずれの事業者においても同様に準拠すべきと考えます。本報告(案)では、この考えを反映した案となっていることから原案に賛同いたします。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
4	全般	<p>最近の通信事故で見ても、MVNO の設備があるということは MNO で通信事故が起こった場合も使えなくなるし、MVNO だけで通信事故が起こった場合も使えなくなると思う。今回の案ではリスクの分散も考慮できているのか？</p> <p>【個人①】</p>	<p>現行の制度において MNO 等が設置する音声伝送サービスの提供の用に供する電気通信設備は技術基準に適合していることが前提になりますが、それに加えて MVNO 等が設置する当該サービスの提供の用に供する電気通信設備にも技術基準への適合維持義務を課すことで、ネットワーク全体に安全・信頼性確保のための対策が講じられることになるものと認識しております。</p>	無

5	全般	5Gのことを考慮して議論ができていないと思うが、これは足りているか？ 【個人②】	本案においては現時点で想定されるネットワーク構成を基に検討を行っておりますが、今後も、技術の変化等に即し、技術基準や制度について必要に応じて議論を行っていくことが重要であると考えます。	無
6	全般	MNOとMVNOでの責任の押し付け合いにならないように監督が必要と思う。 【個人③】	現行の技術基準において、MNOに対しては他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界を明確にすることが規定されています。本報告案においては、今後、MVNOが音声伝送携帯電話番号の指定を受ける場合には、MVNOに対しても他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界を明確にすることを求めていくべきであるとしています。今後整備される技術基準の遵守を目的として、MVNO等とMNOとの連携・協力が促進されることを期待しております。	無
7	全般	MVNOで最安290円のプランがあるが、設備を持とうとするとこれより安いプランは提供できないのではないかとと思う。 安くなるのではなく高くなっては本末転倒。 【個人④】	いただいた御意見は参考として承ります。 なお、本件は、MVNO等が自ら音声伝送電話番号の指定を受けて音声伝送サービスを提供したいと考えた場合に適合すべき技術的条件の検討を行ったものであり、将来的にMVNO等に音声伝送サービスの提供に必要なプラットフォーム等の電気通信設備の設置を義務づけるためのものではありません。	無
各章に対する意見				
8	IV 第1章 1.1、1.2	コロナ禍のなか社会全体のデジタル活用、通信利用が急速に進むなかで、地域に応じてMVNOや地域BWAといった通信サービスに対する利用者ニーズも一層多様化していくものと考えています。地域のニーズに応じた通信サービスを実現して利用者の利便性の向上を図っていくことは、地方からデジタル実装を進めて地方と都市の差を縮めてい	賛同の御意見として承ります。	無

		<p>く、というデジタル田園都市国家構想の方向性に沿ったものだと考えます。</p> <p>そのような趣旨から、本委員会で進める MVNO や地域 BWA に関する多様な付加価値サービスの創出・提供のための技術的条件等の検討の実施に賛同いたします。</p> <p>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
9	IV 第1章 1.1、1.2	<p>この案の6ページの「MNO」と「MVNO」が分かりにくい見間違いです。</p> <p>同じく6ページの「IMS」も紛らわしいです。</p> <p>さらに6ページに「MNO」「MVNO」「IMS」「IMSI」が出てきて紛らわしすぎます。</p> <p>【個人⑤】</p>	<p>いただいた御意見は参考として承ります。</p> <p>本報告では、用語は注釈で定義した上で用いております。電気通信分野では標準的に使用されている用語として、本報告でも使用することといたします。</p>	無
10	IV 第2章 2.1 (2)	<p>ケーブルテレビ事業者が提供する地域 BWA サービス(データ伝送サービス)においては、BWA サービスの伝送交換等に必要なコア設備を自ら設置せず、他者からコア機能の提供を受けることでサービスを実現することが大半となっています。このような実態を踏まえ、「伝送路設備や BWA サービスの伝送交換等に必要なコア設備を自ら設置して地域 BWA 事業者等が音声伝送番号の指定を受けること」に加え、「コア機能提供事業者が音声伝送携帯電話番号の指定を受けること」も想定する考え方に賛同いたします。</p> <p>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
11	IV 第2章 2.2 2.2.1	<p>現在の MVNO 事業者、地域 BWA 事業者のサービス提供形態およびネットワーク構成の実状を踏まえたものであり、本項記載の考え方に賛同します。</p> <p>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
12	IV 第2章 2.2 2.2.1	<p>MVNO 等への音声伝送携帯電話番号の指定は、MVNO 等が現行の技術基準を満たす限りにおいて行われるべきと</p>	<p>「原則として携帯電話用設備と同等の技術基準への適合維持義務を課すことが適当である。」に対する賛同の御意</p>	無

		<p>考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>見として承ります。</p> <p>なお、MVNO 等への音声伝送携帯電話番号の指定に係る条件については、情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」(令和3年12月8日)の中で示されております。</p>	
13	IV 第2章 2.2 2.2.2 (2)	<p>18 ページの「トラヒック」も正確ではあるんですが、業界によって「トラヒック」「トラフィック」が使われています。紛らわしいので「トラフィック」を使ってほしいです。</p> <p style="text-align: center;">【個人⑤】</p>	<p>電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)及び事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)では「トラヒック」の用語が使用されていますので、本報告においても「トラヒック」を使用することといたします。</p>	無
14	IV 第2章 2.2 2.2.3	<p>災害時優先通信を扱う場合に災害時優先通信の規定が適用対象となるということは、災害時優先通信を扱わない場合は緊急通報の呼び返しや他社回線の災害時優先電話からの着信はアクセスクラス制御による規制を受けることになるのでしょうか。もしそうなのであれば、優先電話からの着信が規制を受けないよう、MNO の携帯電話用設備と同様に災害時優先通信を適用対象にすべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【個人⑥】</p>	<p>災害時優先通信は、指定された優先電話からの発信を、発信規制や接続規制等の通信制限を受けずに行うことができるというものです。したがって、優先電話からの着信は規制を受けません。</p> <p>なお、現時点では全ての携帯電話事業者で災害時優先通信が利用可能となっています。</p>	無
15	IV 第2章 2.3	<p>MVNO 等への音声伝送携帯電話番号の指定は、MVNO 等が現行の安全・信頼性基準を満たす限りにおいて行われるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>「MVNO 等が自ら設置する電気通信設備に対し、安全・信頼性基準において「電気通信回線設備事業用ネットワーク」と同等の規定項目が適用されるべきであると考えられる。」に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無